

組合ノ集合ヲナク大衆ノ政治的意識ノ下ニ  
結合サレントシテ居ル本同盟ハ労働者ノ實際  
問題トシテノ統一運動テアルト述ヘ本件ハ追  
テ具体的ニ政策ヲ確定發表スル事ニ可決  
(3) 規約制定ノ件

日下部千代一ヨリ既報關東同盟暫定規約草  
案ヲ朗読シ唐澤清八ヨリ第十二條第一項  
「有志加盟者一月五十錢」ヲ削除シタシト提  
案  
討議ノ結果削除ニ決定他ハ草案通り可決

(4) 労働党支持ニ関スル件

小野在造ヨリ別記「労働党支持ニ関スル決  
議案」ヲ朗読提案シ異議無ク可決

(5) 全國的組織確立ノ件

小林信吉ヨリ「本同盟運動ハ近ク全國同盟創立  
大會ヲ開催スル事トナシテ居ルハ全國的組織確  
立ノ爲メ全國同盟規約ヲ次ノ如ク制定スル様全  
大會ニ提案シタシト述ヘ別記「全國統一運動  
同盟暫定規約草案」ヲ朗読シ提案シタルカ本  
案ハ尚研究ノ上決定スル事ニ決定

(6) 小ブルジョア党ニ関スル件

屋外労働宇野某ヨリ別記「小ブルジョア党排撃  
ノ声明書」ヲ朗読提案異議ナク可決  
緊急動議 (唐澤清八)

總同盟労働党脱退及對同盟ニ関スル件